

# 地方独立行政法人名護市行政事務機構理事会規程

令和6年8月26日

規程第1号

## (趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人名護市行政事務機構定款（以下「定款」という。）第2章第2節に定めるもののほか、地方独立行政法人名護市行政事務機構（以下「法人」という。）の理事会（以下「理事会」という。）の運営等に関し、必要な事項を定める。

## (議事等)

第2条 定款第15条第6号に規定する理事会が定める重要な事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 法人がその当事者である不服申立て、訴えの提起、和解、斡旋、調停及び仲裁に関する事項。ただし、急を要するもの、支払督促申立に対する異議申立による訴えの提起及び和解に関する事項並びに理事会の議決により特に指定したものは、理事長においてこれを専決処分することができる。なお、これにより専決処分したときは、理事長はこれを理事会に報告しなければならない。
- (2) 法律上その義務に属する損害賠償の額の決定
- (3) 5,000万円以上の契約の締結、1,000万円以上の変更契約の締結及び契約に係る解約
- (4) 前各号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める事項

2 次の各号に掲げる事項は、理事会において報告するものとする。

- (1) 定期の予算執行状況及び経営状況に関する事項
- (2) その他理事長が必要と定める事項

## (会議)

第3条 理事会は、原則として年3回開催するものとし、必要に応じ臨時に開催する。

2 理事会に付議する事項は、あらかじめ理事会の構成員に通告しなければならない。ただし、その暇がない場合は、この限りでない。

## (役員以外の者の出席等)

第4条 理事長は、必要と認めるときは、理事会の構成員以外の者を理事会に出席させ、意見を聞くことができる。

## (議長の職務代行)

第5条 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指定する者が議長の職務を行う。

## (議事録)

第6条 議長は、理事会の議事について議事録を作成しなければならない。

## (庶務)

第7条 理事会の庶務は、事務局において行う。

## (補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、理事会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この規程は、理事会の承認した日から施行し、令和6年8月1日から適用する。